

浜松市告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月4日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月4日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
三島17号線	浜松市中央区三島町669番2	令和8年2月4日	拡区間

浜松市告示第64号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月4日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月4日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
鴨江19号線	浜松市中央区鴨江一丁目1580番9から 浜松市中央区鴨江一丁目1580番8まで	令和8年2月4日	拡幅 区間

浜松市告示第64号の3

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月4日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月4日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
鴨江19号線	浜松市中央区鴨江一丁目1580番6	令和8年2月4日	拡 区 幅 間

浜松市告示第64号の4

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月4日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月4日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
上島4号線	浜松市中央区上島三丁目178番7	令和8年2月4日	拡区間

浜松市告示第64号の5

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月4日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月4日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
三和17号線	浜松市中央区三和町292番3	令和8年2月4日	拡区間